

## 「共済の今日と未来を考えるしまね懇話会」アピール

2006年4月に施行された「改正」保険業法により、団体構成員の相互扶助を目的として自主的に運営されている共済制度（自主共済制度）が保険業法適用の対象とされました。

これにより、自主共済制度を運営する団体は、原則として、来年3月末までに保険会社等会社組織によらなければ自主共済制度を運営することができなくなりました。保険会社等の設立には最低でも1千万円の資本金の確保など、厳しい要件をクリアしなければならず、すでに自主共済制度の解散を余儀なくされた団体も多数出ています。

私たち医療従事者、商工自営業者、山岳愛好家、労働者の各団体は、会員の生活を守るために自主共済制度を発足させ、長年に亘って構成員の相互扶助を行ってきました。自主共済制度は、加入者の生活を守り、さらに地域医療、地域経済、山岳遭難対策を支えるなど重要な役割を果たしており、営利を目的とした保険会社等の保険業とは明確に区別されなければなりません。

そもそも保険業法「改正」の趣旨は、「共済」の名を利用して不特定多数の消費者からお金を集め、詐欺行為をはたらく、いわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することにあります。

「改正」保険業法の適用によって多くの自主共済制度を解散に追い込むことは、「消費者保護」という本来の保険業法「改正」の趣旨に反するだけでなく、自主共済制度加入者の権利を不当に奪い、憲法で保障された結社の自由や団体の自治権をも侵すこととなります。

本日、私たちは、自主共済制度を守る運動を連帯してすすめるために一堂に会し、「共済の今日と未来を考えるしまね懇話会」を結成しました。

日本社会に深く根をおろし、人々の生活のよりどころとして大切な役割を果たしている自主共済制度を保険業法の適用から除外させるために、下記の運動を推進しましょう。

### 記

- 1、国会請願署名、団体署名に取り組みましょう。
- 2、衆参財務金融委員をはじめ、政党、地元選出国會議員へ、要請はがき、要請ファックスを送りましょう。
- 3、意見書採択を求める県市町村議会への請願・陳情に取り組みましょう。
- 4、自主共済制度を運営する団体相互の交流を深め、「共済の今日と未来を考えるしまね懇話会」への参加団体を増やしましょう

2007年11月19日

共済の今日と未来を考えるしまね懇話会